



お茶の水女子大学学報

平成 12 年 3 月 1 日

お茶の水女子大学庶務課

目 次

◇ 学 内 規 則	2	◎ お茶の水女子大学理学部履修規程の一部を改正する規程	33
◎ お茶の水女子大学学則の一部を改正する学則	2	◎ お茶の水女子大学生活科学部履修規程の一部を改正する規程	38
◎ お茶の水女子大学運営諮問会議に関する規程	3	◇ 人 事	42
◎ お茶の水女子大学部局長会議規程	5	◇ 諸 報	44
◎ お茶の水女子大学学長補佐体制に関する申合せ	6	◎ 学内研修	44
◎ お茶の水女子大学志賀高原体育運動場及び館山野外教育施設使用細則の一部を改正する細則	7	◎ 研 修	45
◎ お茶の水女子大学評議会規則	8	◎ 海外渡航	46
◎ お茶の水女子大学評議会規則第 2 条第 7 号に規定する評議員に関する申合せ	10	◎ 「今後のお茶の水女子大学のあり方に関する検討会」の検討状況説明会	47
◎ お茶の水女子大学評議会運営規程	11	◇ 日 誌	48
◎ お茶の水女子大学教授会規程	12		
◎ お茶の水女子大学ジェンダー研究センター運営委員会規程	14		
◎ お茶の水女子大学生活環境研究センター運営委員会規程	16		
◎ お茶の水女子大学基本計画委員会規程	18		
◎ お茶の水女子大学理学部核燃料物質計量管理規程の一部を改正する規程	20		
◎ お茶の水女子大学文教育学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程	21		
◎ お茶の水女子大学理学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程	23		
◎ お茶の水女子大学生活科学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程	24		
◎ お茶の水女子大学文教育学部履修規程の一部を改正する規程	25		

学 内 規 則

○平成12年お茶の水女子大学規則第1号

お茶の水女子大学学則の一部を改正する学則を次のように定める。

平成12年1月26日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学学則の一部を改正する学則

お茶の水女子大学学則（昭和24年5月31日制定）の一部を次のように改正する。

第1章中第4節の節名を「評議会及び教授会等」に改め、同節を第5節とする。

第11条から第54条までを1条ずつ繰り下げる。

第10条第2項中「第21条の2、第24条、第26条、第29条及び第32条」を「第22条の2、第25条、第27条、第30条及び第33条」に改め、同条を第11条とする。

第9条を第10条とし、第8条第1項中「各学部」の次に「及び大学院人間文化研究科」を加え、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の節名及び1条を加える。

第4節 運営諮問会議

第7条 本学に運営諮問会議を置く。

2 運営諮問会議に関する規程は、別にこれを定める。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

○平成12年お茶の水女子大学規則第2号

お茶の水女子大学運営諮問会議に関する規程を次のように制定する。

平成12年1月26日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学運営諮問会議に関する規程

(設置)

第1条 国立学校設置法(昭和24年法律第150号)第7条の2の規定に基づき、お茶の水女子大学(以下「本学」という。)に、お茶の水女子大学運営諮問会議(以下「運営諮問会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 運営諮問会議は、本学の職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する次に掲げるもののうちから選任された9人以内の委員で組織する。

- 一 学識経験者で専門学芸の分野において学問的功績を有する者
- 二 大学その他教育研究機関の職員
- 三 企業又は官公庁において役職にある者
- 四 本学卒業者
- 五 本学の教職員経験者
- 六 その他学長が必要と認めた者

(任期等)

第3条 運営諮問会議の委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、非常勤とする。

第4条 第2条に掲げる委員は、評議会の議を経て、学長が選考し、文部大臣に上申するものとする。

(審議事項)

第5条 運営諮問会議は、次に掲げる事項について、学長の諮問に応じて審議し、及び学長に対して助言又は勧告を行う。

- 一 本学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画(大学の将来計画)に関する重要事項
- 二 本学の教育研究活動等の状況について本学が行う評価(自己点検・評価)に関する重要事項
- 三 その他本学の運営に関する重要事項

(議長)

第6条 運営諮問会議に議長を置き、委員の中より互選された者をもって充てる。

- 2 議長は運営諮問会議を招集する。
- 3 議長にやむを得ない事故があるときは、議長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(議事)

第7条 運営諮問会議の成立には、委員の半数以上の出席を必要とする。

- 2 運営諮問会議の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務)

第8条 運営諮問会議の事務は、庶務課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営諮問会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

○平成12年お茶の水女子大学規則第3号
お茶の水女子大学部局長会議規程を次のように制定する。
平成12年1月26日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学部局長会議規程

(設置)

第1条 お茶の水女子大学（以下「本学」という。）に、本学の管理及び運営の円化を図るため、お茶の水女子大学部局長会議（以下「部局長会議」という。）をく。

(組織)

第2条 部局長会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 学長補佐
- 三 各学部長
- 四 大学院人間文化研究科長
- 五 附属図書館長
- 六 附属学校部長
- 七 事務局長

(審議事項)

第3条 部局長会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 全学的課題に対する審議の調整に関する事項
- 二 各部局間の連絡調整に関する事項
- 三 評議会から付託された事項
- 四 その他学長が必要と認める事項

(会議)

第4条 部局長会議は、原則として月1回評議会開催前に開催するものとする。
2 学長は、部局長会議を招集し、その議長となる。
3 学長にやむを得ない事故があるときは、学長が指名した者がその職務を代理する。

第5条 学長は必要があると認めた時は、部局長会議の同意を得て構成員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 部局長会議の事務は、庶務課が行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、部局長会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

○お茶の水女子大学学長補佐体制に関する申合せ

[平成12年1月26日]
評議会決定

(設置)

第1 お茶の水女子大学に学長を補佐するため、お茶の水女子大学学長補佐会議
(以下「学長補佐会議」という。)を置く。

(組織)

第2 学長補佐会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 学長補佐
- 三 事務局長
- 四 その他学長が必要と認めた者

(議事)

第3 学長は、学長補佐会議を招集し、その議長となる。

(補足)

第4 この申合せに定めるもののほか、学長補佐会議に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この申合せは、平成12年4月1日から施行する。

○平成12年お茶の水女子大学規則第4号

お茶の水女子大学志賀高原体育運動場及び館山野外教育施設使用細則の一部を改正する細則を次のように定める。

平成12年2月8日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学志賀高原体育運動場及び館山野外教育施設使用細則の一部を改正する細則

お茶の水女子大学志賀高原体育運動場及び館山野外教育施設使用細則（昭和53年6月16日制定）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「入浴料」を「入湯税」に改める。

別表第1中、「摘要」の項中「入浴料」を「入湯税」に改め、「暖房費」の欄の次に次のように加える。

「

洗濯代	150	150
-----	-----	-----

」

同別表備考中(2)を(3)とし、(1)の次に次の二項を加える。

(2) 洗濯代は1利用期間の料金

別表第2中「料金」の項「宿泊の場合（1人1泊に付）」の欄中「洗濯代」の欄中、

「

300	300
-----	-----

」を

「

400	400
-----	-----

」に改める。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

○平成12年お茶の水女子大学規則第5号
お茶の水女子大学評議会規則を次のように定める。

平成12年2月22日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学評議会規則

(設置)

第1条 国立学校設置法(昭和24年法律第150号)第7条の3の規定に基づき、お茶の水女子大学(以下「本学」という。)に、お茶の水女子大学評議会(以下「評議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 評議会は、次の評議員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 各学部長
- 三 大学院人間文化研究科長
- 四 附属図書館長
- 五 各学部から選出された教授各2人
- 六 大学院人間文化研究科から選出された教授2人
- 七 学長が評議会の議に基づき指名する教授4人

(任期等)

第3条 前条第5号から第7号の評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の評議員に欠員が生じた場合、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 第2条第4号から第7号の評議員は、学長の申出に基づいて文部大臣が任命する。

(審議事項)

第5条 評議会は、次の事項を審議する。

- 一 本学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
 - 二 学則その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 - 三 本学の予算の見積りの方針に関する事項
 - 四 研究科・専攻、学部・学科その他の重要な組織の設置又は廃止及び学生の定員に関する事項
 - 五 教員人事の方針に関する事項
 - 六 本学の教育課程の編成に関する方針に係る事項
 - 七 学生の厚生及び補導に関する事項
 - 八 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
 - 九 本学の教育研究活動等の状況について本学が行う評価に関する事項
 - 十 その他本学の運営に関する重要事項
- 2 国立学校設置法(昭和24年法律第150号)及び教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の規定によりその権限に属させられた事項

(議事)

第6条 評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、評議会を主宰する。

第7条 学長にやむを得ない事故があるときは、学長が指名した者がその職務を代理する。

第8条 評議員3分の1以上の要求があるときは、学長は、評議会を招集する。

第9条 評議会の成立には、評議員3分の2以上の出席を必要とする。

第10条 評議会の議事は他の特別の規定がない場合は、出席者の過半数によりこれを決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第11条 事務局長、ジェンダー研究センター長及び生活環境研究センター長は、常時評議会に出席し意見を述べることができる。ただし、議決には加わらない。

第12条 学長は必要があると認めた時は、評議会の同意を得て評議員以外の職員の出席を求め意見を聞くことができる。

(事務)

第13条 評議会の事務は、庶務課が行う。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、評議会に関し必要な事項は、評議会が別に定める。

第15条 この規則の改正は、評議員の4分の3以上が出席し、その4分の3以上の賛成を必要とする。

附 則

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 お茶の水女子大学評議会規則（昭和27年9月18日制定）は、廃止する。

○お茶の水女子大学評議会規則第2条第7号に規定する評議員に関する申合せ

[平成12年2月22日]
[評議会決定]

お茶の水女子大学評議会規則第2条第7号に規定する評議員は、当分の間、学長補佐、附属学校部長及び学長が指名する者1人とする。

○平成12年お茶の水女子大学規則第6号

お茶の水女子大学評議会運営規程を次のように定める。

平成12年2月22日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学評議会運営規程

第1条 評議会を定例評議会及び臨時評議会とする。

2 定例評議会は、原則毎月第4水曜日とする。

3 臨時評議会は、議長の定める期日に招集する。

第2条 評議員より議案を提出しようとするときは、あらかじめ学長に提案する。

第3条 学長は、附議する議案を前日までに評議員全員に通知する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

第4条 議事の決定は、評議員より要求があるときは無記名投票による。

第5条 お茶の水女子大学評議会規則第8条による評議会招集の要求は、文書によるものとし、議案、提案理由及び年月日を記入の上署名捺印して学長に提出する。

第6条 庶務課は、議事録を作成し、次の評議会において確認を受ける。

附 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 お茶の水女子大学評議会運営規程（昭和28年9月24日制定）は、廃止する。

○平成12年お茶の水女子大学規則第7号
お茶の水女子大学教授会規程を次のように定める。
平成12年2月22日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学教授会規程

(設置)

第1条 国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第7条の4の規定に基づき、各学部及び大学院人間文化研究科（以下「学部等」という。）に教授会を置く。

(組織)

第2条 教授会は、当該学部等の教授をもって組織する。

2 教授会には、当該教授会の議により、当該学部等の助教授、常勤の講師及びその他の職員を加えることができる。

第3条 教授会は、当該教授会の定めるところにより、教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成する代議員会を置くことができる。

2 教授会は、当該教授会の定めるところにより、代議員会の議決をもって、当該教授会の議決とすることができます。

(審議事項)

第4条 教授会は、次の事項を審議する。

- 一 学部又は研究科の教育課程の編成に関する事項
 - 二 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
 - 三 その他当該学部等の教育研究及び運営に関する重要事項
- 2 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の規定によりその権限に属させられた事項

(議事)

第5条 教授会に議長を置き、学部長及び大学院人間文化研究科長（以下「学部長等」という。）をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

第6条 学部長等にやむを得ない事故があるときは、当該学部等の教授の中より互選された者がその職務を代理する。

第7条 教授会構成員の3分の1以上の要求があるときは、学部長等は、教授会を招集する。

第8条 教授会の成立には構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

第9条 教授会の議事は他の特別の規定がない場合は、出席者の過半数によりこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第10条 議長は必要があると認めた時は、当該教授会の同意を得て構成員以外の

職員に出席を求め意見を聞くことができる。

(事務)

第11条 教授会の事務は、学部等の事務部又は事務室が行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 お茶の水女子大学教授会規程（昭和27年9月18日制定）は、廃止する。

○平成12年お茶の水女子大学規則第8号

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター運営委員会規程を次のように定める。

平成12年2月22日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター運営委員会規程

(設置)

第1条 国立学校設置法施行規則(文部省令第39号)第20条の9の規定に基づき、
ジェンダー研究センター(以下「センター」という。)にお茶の水女子大学ジェ
ンダー研究センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 運営委員会は、次に掲げる委員をもつて組織する。

一 センター長

二 センターの専任教官

三 各学部から選出された教授又は助教授各2人

四 大学院人間文化研究科から選出された教授又は助教授2人

2 前項第3号及び第4号の委員は、学長が任命する。

(任期)

第3条 前条第1項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 運営委員会は、センターに関する次の事項を審議する。

一 管理運営の基本方針に関する事項

二 研究計画の基本方針に関する事項

三 センター長の選考に関する事項

四 予算に関する事項

五 その他運営に関する重要事項

2 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の規定によりその権限に属させられた事項

(議事)

第5条 運営委員会に議長を置き、センター長をもつて充てる。

2 議長は、運営委員会を主宰する。

第6条 センター長にやむを得ない事故があるときは、委員の中より互選された者がその職務を代理する。

第7条 運営委員会委員の3分の1以上の要求があるときは、センター長は、運営委員会を招集する。

第8条 運営委員会の成立には、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

第9条 運営委員会の議事は他の特別の規定がない場合は、出席者の過半数によりこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第10条 議長は必要があると認めた時は、運営委員会の同意を得て委員以外の職員に出席を求め意見を聞くことができる。

(事務)

第11条 運営委員会の事務は、当分の間、庶務課が行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 お茶の水女子大学ジェンダー研究センター運営委員会規程（平成8年4月24日制定）は、廃止する。

○平成12年お茶の水女子大学規則第9号

お茶の水女子大学生活環境研究センター運営委員会規程を次のように定める。

平成12年2月22日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学生活環境研究センター運営委員会規程

(設置)

第1条 国立学校設置法施行規則(文部省令第39号)第20条の9の規定に基づき、生活環境研究センター(以下「センター」という。)にお茶の水女子大学生活環境研究センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

一 センター長

二 センターの専任教官

三 文教育学部及び理学部から選出された教授又は助教授各1人

四 生活科学部から選出された教授又は助教授2人

五 大学院人間文化研究科から選出された教授又は助教授1人

2 前項第3号、第4号及び第5号の委員は、学長が任命する。

(任期)

第3条 前条第1項第3号、第4号及び第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 運営委員会は、センターに関する次の事項を審議する。

一 管理運営の基本方針に関する事項

二 研究計画の基本方針に関する事項

三 センター長の選考に関する事項

四 予算に関する事項

五 その他運営に関する重要事項

2 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の規定によりその権限に属させられた事項

(議事)

第5条 運営委員会に議長を置き、センター長をもつて充てる。

2 議長は、運営委員会を主宰する。

第6条 センター長にやむを得ない事故があるときは、委員の中より互選された者がその職務を代理する。

第7条 運営委員会委員の3分の1以上の要求があるときは、センター長は、運営委員会を招集する。

第8条 運営委員会の成立には、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

第9条 運営委員会の議事は他の特別の規定がない場合は、出席者の過半数によりこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第10条 議長は必要があると認めた時は、運営委員会の同意を得て委員以外の職員に出席を求め意見を聴くことができる。

(事務)

第11条 運営委員会の事務は、当分の間、庶務課が行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 お茶の水女子大学生活環境研究センター運営委員会規程（昭和55年4月23日制定）は、廃止する。

○平成12年お茶の水女子大学規則第10号
お茶の水女子大学基本計画委員会規程を次のように定める。
平成12年2月22日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学基本計画委員会規程

(設置)

第1条 お茶の水女子大学（以下「本学」という。）に、本学の教育研究上の目的を達成するための基本的な方針及び計画を策定するため、お茶の水女子大学基本計画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 学長補佐
- 三 各学部長
- 四 大学院人間文化研究科長
- 五 附属図書館長
- 六 ジェンダー研究センター長
- 七 生活環境研究センター長
- 八 附属学校部長
- 九 評議員4人
- 十 事務局長

2 前項第9号の委員は、学長が任命する。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

- 一 本学の将来計画に関する事項
- 二 本学の広報に関する基本方針
- 三 本学の概算要求の取りまとめ及び予算の配分に関する基本方針
- 四 本学の防災に関する事項
- 五 その他本学の教育研究上の目的を達成するための基本方針に関する事項

(議事)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

第5条 学長にやむを得ない事故があるときは、学長が指名した者がその職務を代理する。

第6条 委員会委員の3分の1以上の要求があるときは、学長は、委員会を招集する。

第7条 委員会の成立には委員の3分の2以上の出席を必要とする。

第8条 委員会の議事は、出席者の過半数によりこれを決し、可否同数のときは委

員長の決するところによる。

第9条 委員長は必要があると認めた時は、委員会の同意を得て委員以外の職員に出席を求め意見を聞くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、庶務課が行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 お茶の水女子大学将来構想検討委員会規程（昭和63年4月27日制定）及びお茶の水女子大学基本計画委員会設置要綱（平成3年7月31日学長決裁）は、廃止する。

○平成12年お茶の水女子大学規則第11号

お茶の水女子大学理学部核燃料物質計量管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成12年2月22日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学理学部核燃料物質計量管理規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学理学部核燃料物質計量管理規程（昭和53年12月20日制定）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

お茶の水女子大学核燃料物質計量管理規程

第1条中「お茶の水女子大学理学部（以下「本学部」という。）」を「お茶の水女子大学（以下「本学」という。）」に改め、「使用の承認」の次に「（法律第76条に基づく。）」を加える。

第2条中「本学部」を「本学」に改め、同条第3項中「生物学科主任」を「理学部生物学科主任」に改める。

第3条中「本学部」を「本学」に改める。

第7条中「本学部」を「本学理学部」に改める。

第9条中「国際規制物資の使用に関する規則」を「国際規制物資の使用等に関する規則」に改める。

附 則

この規程は、平成12年2月22日から施行する。

○平成12年お茶の水女子大学規則第12号

お茶の水女子大学文教育学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成12年2月22日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学文教育学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学文教育学部の講座及び授業科目に関する規程（平成5年3月24日制定）の一部を次のように改正する。

別表第1人文科学科の項

△哲学講座の欄中

「西洋古代中世哲学史	2	「西洋哲学史Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各2
西洋近代哲学史	2	哲学基礎演習	4
哲学基礎演習	4	哲学AⅠ・Ⅱ・Ⅲ	各2
認識論	2	同 BⅠ・Ⅱ・Ⅲ	各2
知識の哲学	2	同 CⅠ・Ⅱ・Ⅲ	各2
形而上学	2	概念分析論演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各2
価値論	2	理論分析論演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各2
理學	2	問題分析論演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	各2
科行心記	2	哲学演習AⅠ・Ⅱ・Ⅲ	各2
行為の哲學	2	同 BⅠ・Ⅱ・Ⅲ	各2
心の哲學	2	同 CⅠ・Ⅱ・Ⅲ	各2
記号論	2	同 DⅠ・Ⅱ・Ⅲ	各2
言語の哲学	2	哲学特別研究AⅠ・Ⅱ・Ⅲ	各2
理論分析論演習	4	同 BⅠ・Ⅱ・Ⅲ	各2
問題分析論演習	4	哲学研究指導	2」
哲学特殊研究	4		
哲学研究指導	2」		

別表第2言語文化学科の項

△日本語・日本文学講座の欄中

「日本語コミュニケーション論(文字語)	2	「日本語コミュニケーション論演習(文章語)	2
同 (音声語)	2」	同 (口頭語)	2」

別表第3人間社会学科の項

△応用社会学講座の欄中

「△社会政策論演習	4」	を「△社会政策論演習Ⅰ・Ⅱ	各2」に、
「ジェンダー論演習	4	「ジェンダー論演習Ⅰ・Ⅱ	各2
現代社会論演習	4	現代社会論演習Ⅰ・Ⅱ	各2
社会保障論演習	4	社会保障論演習Ⅰ・Ⅱ	各2
現代生活論演習	4	現代生活論演習Ⅰ・Ⅱ	各2
社会意識論演習	4	社会意識論演習Ⅰ・Ⅱ	各2
社会学研究指導Ⅰ・Ⅱ	各2	社会学研究指導Ⅰ・Ⅱ	各2
卒業論文	8」	卒業論文	8
		#法学I(日本国憲法)	2
		#現代社会分析I	2
		#経済基礎論	2
		#現代経済	2」

△心理学講座の欄中

「心理学基礎実験演習 4」を「心理学基礎実験演習 I・II 各2」に、
「心理学研究法 4」を「心理学応用実験演習 I・II 各2」
「教育心理学研究法 I・II 各4」を「教育心理学研究法 I (基礎) 2」
「社会心理学研究法 I・II 各4」を「社会心理学研究法 II (基礎) 2」に改める。
「発達心理学研究法 I・II 各4」を「発達心理学研究法 I (基礎) 2」
「臨床心理学研究法 I・II 各4」を「臨床心理学研究法 II (基礎) 2」
「認知心理学研究法 I・II 各4」を「認知心理学研究法 I (基礎) 2」
「同 (応用) 2」
「社会心理学研究法 II (基礎) 2」
「同 (応用) 2」
「発達心理学研究法 I (基礎) 2」
「同 (応用) 2」
「発達心理学研究法 II (基礎) 2」
「同 (応用) 2」
「臨床心理学研究法 I (基礎) 2」
「同 (応用) 2」
「臨床心理学研究法 II (基礎) 2」
「同 (応用) 2」
「認知心理学研究法 I (基礎) 2」
「同 (応用) 2」
「認知心理学研究法 II (基礎) 2」
「同 (応用) 2」

別表第4 芸術・表現行動学科の項

△舞踊教育学講座の欄中

「*舞踊表現論 2」を「*舞踊論 2」に改め、
「精神保健 2」を削る。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

○平成12年お茶の水女子大学規則第13号

お茶の水女子大学理学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成12年2月22日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学理学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学理学部の講座及び授業科目に関する規程（平成4年3月25日制定）の一部を次のように改正する。

別表第3化学科の項

△構造化学講座の欄中

「基礎物理化学 4」を	「基礎物理化学 I 2」に、
	「基礎物理化学 II 2」
	「構造有機化学 I 2」
「構造有機化学 4」を	「構造有機化学 II 2」に改める。
	「基礎生物学 2」

別表第4生物学科の項

△構造生物学講座の欄中

「生態学 2」を	「生態学 I 2」に、
	「生態学 II 2」
「生物学特別講義Ⅰ～XII 各2」を	「生物学特別講義Ⅰ～XX 各2」に改める。

△機能生物学講座の欄中

「植物生化学 2」を	「植物生理工学 2」に、
「生物学特別講義Ⅰ～XII 各2」を	「生物学特別講義Ⅰ～XX 各2」に改める。

別表第6学科外の項中

「※地球科学概論A 2	「※地球環境科学 2」
「※地球科学概論B 2	「※大気・海洋科学概論 2」
「※地球科学概論C 2	「※地史・古生物学概論 2」
「※地球科学概論D 2」を	「※地学基礎実験 2」に改める。
「※地球科学概論E 2	「※基礎科学 2」
「※地学基礎実験 2」	「#地学(天文気象) 2」
「#地学(天文気象) 2」	

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

○平成12年お茶の水女子大学規則第14号

お茶の水女子大学生活科学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成12年4月1日

お茶の水女子大学長 佐 藤 保

お茶の水女子大学生活科学部の講座及び授業科目に関する規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学生活科学部の講座及び授業科目に関する規程（平成5年3月24日制定）の一部を次のように改正する。

別表第1生活環境学科の項

△生活工学の欄中

「居住環境学実験 2」の次に「生活工学特別実習 2」を加える。)

△食物科学の欄中

「調理科学 2」を「調理科学 I 2」に改め、
「調理科学 II 2」)

「食嗜好評価学 2」を削る。

「食生活論 2」の次に「専門英語演習 I 2」を加え、
「専門英語演習 II 2」)

「食物環境学 2」の次に「食物科学特別実習 2」を加える。

別表第2人間生活学科の項

△発達臨床学の欄中

「*教育発達学 2」を「*発達保健学 2」に、
「*障害臨床学 2」 「カウンセリング論 2」)

「発達臨床基礎論 4」を「発達臨床基礎論 I 2」に、
「発達臨床基礎演習 4」 「発達臨床基礎論 II 2」)

「発達臨床基礎演習 I 2」)

「発達臨床基礎演習 II 2」)

「カウンセリング論 2」を「障害臨床学 2」に改め、
「発達保健学 2」 「教育発達学 2」)

「学校心理研究演習 2」の次に「発達臨床学特別実習 2」を加える。)

△生活社会科学の欄中

「女性政策論 2」の次に「生活社会科学特別実習 2」を、
「#女性問題 2」の次に「#政治学入門 2」を加える。)

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

○平成12年お茶の水女子大学規則第15号

お茶の水女子大学文教育学部履修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成12年2月22日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学文教育学部履修規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学文教育学部履修規程（平成5年2月24日制定）の一部を次のように改正する。

第6条第3項ただし書きを削り、次のように加える。

また、単位の取り扱いについては、別表第1備考3のとおりとする。

同条第5項中、「単位の扱い」を「単位の取り扱い」に、「別表第1備考3」を「別表第1備考4」に改める。

別表第1「自由に選択して履修する科目・単位」の項「科目区分」の欄中、「教職共通科目」の後に次の1項を加える。

教職に関する科目

同別表備考欄中、3号を4号とし、2号の後に次の1号を加える。

3 教職に関する科目（教職概論及び教育実習を除く。）の単位については、6単位までを自由に選択して履修する科目・単位として取り扱う。

別表第2コア科目の項

授業科目から備考の欄中

「法 学 I | 2 | (日本国憲法)」を
「法学I (日本国憲法) | 2 |」に改め、

「法 学 II | 2 |」の後に「政治学入門 | 2 |」を加える。

別表第3専門科目・関連科目

人文科学科の項

●専攻科目（選択）の欄中

「西洋古代中世哲学史	2	「西洋哲学史	I	2	に改める。
西洋近代哲学史	2	同	II	2	
認識論	2	同	III	2	
知識の哲学	2	哲学A	I	2	
形而上学	2	同	II	2	
価値論	2	同	III	2	
論理学	2	哲学B	I	2	
科学の哲学	2	同	II	2	
行為の哲学	2	同	III	2	
心の哲学	2	哲学C	I	2	
記号論	2	同	II	2	
言語の哲学	2	同	III	2	
哲学基礎演習	4	哲学基礎演習		4	
理論分析論演習	4	概念分析論演習I		2	
問題分析論演習	4	同	II	2	

哲 学 特 殊 研 究 4	同	III	2	
哲 学 研 究 指 導 2 」	理 論 分 析 論 演 習 I	I	2	
	同	II	2)
	同	III	2)
	問 題 分 析 論 演 習 I	I	2)
	同	II	2)
	同	III	2)
	哲 学 演 習 A I	I	2)
	同	II	2)
	同	III	2)
	哲 学 演 習 B I	I	2)
	同	II	2)
	同	III	2)
	哲 学 演 習 C I	I	2)
	同	II	2)
	同	III	2)
	哲 学 演 習 D I	I	2)
	同	II	2)
	同	III	2)
	哲 学 特 別 研 究 A I	I	2)
	同	II	2)
	同	III	2)
	哲 学 特 別 研 究 B I	I	2)
	同	II	2)
	同	III	2)
	哲 学 研 究 指 導	2	」)

●関連科目（選択）の欄中

「舞 踊 表 現 論 | 2 |」を 「舞 踊 論 | 2 |」に、

「社会政策論演習 | 4 |」を 「社会政策論演習 I | 2 |」に、
同 II | 2 |」

「英 文 学 史 | 4 |」を 「英 文 学 史 I | 2 |」に改め、
同 II | 2 |」

「スペイン・イタリア語 | 4 |」の次に 「哲 学 通 論 | 4 |」を加える。
倫 理 学 通 論 | 4 |」

言語文化学科の項

●専攻科目（選択）の欄中

「日本語コミュニケーション論（文字語） | 2 |」を 「日本語コミュニケーション論演習（文章語） | 2 |」に改める。
同 （音声語） | 2 | 同 （口頭語） | 2 |」

●関連科目（選択）の欄中

「舞 踊 表 現 論 | 2 |」を 「舞 踊 論 | 2 |」に、

「社会政策論演習 | 4 |」を 「社会政策論演習 I | 2 |」に改め、
同 II | 2 |」

「スペイン・イタリア語 | 4 |」の次に 「哲 学 通 論 | 4 |」を加える。

倫理学通論 | 4 |

人間社会科学科の項

●専攻科目（選択）の欄中

「社会政策論演習 4 」			を 「社会政策論演習 I 2 に、 同 II 2 」		
「ジェンダー論演習 4 」			「ジェンダー論演習 I 2 同 II 2 」		
現代社会論演習 4			現代社会論演習 I 2 に、 同 II 2		
社会保障論演習 4			社会保障論演習 I 2 同 II 2		
現代生活論演習 4			現代生活論演習 I 2 同 II 2		
社会意識論演習 4			社会意識論演習 I 2 同 II 2 」		
「心理学基礎実験演習 4 」			「心理学基礎実験演習 I 2 に、 同 II 2 」		
「教育心理学研究法 I 4			「教育心理学研究法 I (基礎) 2 同 (応用) 2 」		
同 II 4			教育心理学研究法 II (基礎) 2 同 (応用) 2		
社会心理学研究法 I 4			社会心理学研究法 I (基礎) 2 同 (応用) 2		
同 II 4			社会心理学研究法 II (基礎) 2 同 (応用) 2		
発達心理学研究法 I 4			発達心理学研究法 I (基礎) 2 同 (応用) 2		
同 II 4			発達心理学研究法 II (基礎) 2 同 (応用) 2		
臨床心理学研究法 I 4			臨床心理学研究法 I (基礎) 2 同 (応用) 2		
同 II 4			臨床心理学研究法 II (基礎) 2 同 (応用) 2		
認知心理学研究法 I 4			認知心理学研究法 I (基礎) 2 同 (応用) 2		
同 II 4			認知心理学研究法 II (基礎) 2 同 (応用) 2		
心理学研究法 4			心理学応用実験演習 I 2 同 II 2 」		

●関連科目（選択）の欄中

「舞踊表現論 2 」			を 「舞踊論 2 」 に、		
「スペイン・イタリア語 4 」			の次に 「哲学通論 4 」 倫理学通論 4 」 を加える。		

●教職〔社会コース(中学校・高等学校)〕教科に関する科目の欄中

「現代生活論	2	「現代社会論	2	
教育社会学特殊講義	2	教育社会学特殊講義	2	
生涯学習特殊講義	2	生涯学習概論	2	
哲学概論	4	哲学通論	4	
倫理学概論	4	を 倫理学通論	4	に改め、
西洋古代中世哲学史	2	西洋哲学史 I	2	
西洋近代哲学史	2	同	II	2
日本倫理思想史	4	同	III	2
		日本倫理思想史	4	」

「臨床心理学概論 121」を削る。

●教職〔社会コース(中学校・高等学校)〕教職に関する科目

「教育人間学概論	2	「教職概論	2	
比較教育文化史概論	2	を 教育人間学概論	2	に、
		比較教育文化史概論	2	」
「教育社会学概論	2	「教育社会学概論	2	
生涯学習概論	2	教育課程概論	2	
教育方法学特殊講義	2	社会科教育法 I (地理歴史)	2	
授業研究特殊講義	2	を 同 II (公民)	2	に改める。
社会科教育法	2	公民科教育法	2	
地理歴史科教育法	2	道徳教育の研究	2	
公民科教育法	2	特別活動の研究	2	
道徳教育の研究	2	教育方法学概論	2	
教育課程概論	2	視聽覚教育メティア論	2	
学校臨床学概論	2	学校臨床学概論	2	
教育実習	3	青少年指導・文化論特殊講義	2	
		臨床心理学概論	2	
		教職総合演習	2	
		事前・事後指導	1	
		教育実習	2~4	」

●教職〔小学校・幼稚園コース〕教科に関する科目の欄中

「教職合奏	1	1	」	を削り、
「図工科教育論	I	2	」	を 「図工科教育論
同	II	2	」	」に改め、

「身体養護論 121」を削る。

●教職〔小学校・幼稚園コース〕教職に関する科目の欄中

「初等教育原論	2	「教職概論	2	
教育人間学概論	2	教育原論	2	
比較教育文化史概論	2	を 教育人間学概論	2	に、
児童の発達	2	比較教育文化史概論	2	
教育心理学	2	教育心理学	2	」
「教育社会学	2	「教育社会学	2	
生涯学習論	2	教育行財政学概論	2	

教育行財政学概論	2	を	教育社会学概論	2	に、
教育社会学概論	2		教育課程論	2	
生涯学習概論	2		教育課程概論	2	
初等教育方法	2		小学校教材研究(国語)	2	」
教育方法学概論	2				
視聽覚教育メティア論	1				
小学校教材研究(国語)	2	」			
「道徳教育の研究	2		「道徳教育の研究	2	
教育課程(特別活動を含む)の研究	2		特別活動の研究	2	
教育課程概論	2		教育方法論	2	
保育課程論	2		教育方法学概論	2	
保育内容の研究Ⅰ	2		視聽覚教育メティア論	2	
同Ⅱ	2	を	保育課程論	2	
同Ⅲ	2		保育内容の研究Ⅰ(言葉)	2	に改める。
保育表現Ⅰ	2		同Ⅱ(人間関係)	2	
同Ⅱ	2		同Ⅲ(環境)	2	
保育内容・健康	2		保育表現Ⅰ(指導法)	2	
保育指導法Ⅰ	2		同Ⅱ(指導法)	2	
同Ⅱ	2		保育内容・健康	2	
児童指導法の研究	2		保育指導法Ⅰ	2	
教 育 実 習	5	」	同Ⅱ	2	
			生徒指導の研究	2	
			学校臨床学概論	2	
			学校カウンセリング	2	
			青少年指導・文化論特殊講義	2	
			臨床心理学概論	2	
			幼児理解と教育相談	2	
			教職総合演習	2	
			事前・事後指導	1	
			教 育 実 習	4	」

芸術・表現行動学科の項

●学科共通専攻科目(選択)の欄中

「舞踊表現論|2|」を「舞踊論|2|」に改める。

●専攻科目(選択)の欄中

「精神保健|2|」を削る。

●関連科目(選択)の欄中

「社会政策論演習|4|」を「社会政策論演習Ⅰ|2|」に改め、
同Ⅱ|2|」

「スペイン・イタリア語|4|」の次に「哲学通論|4|」を加える。
倫理学通論|4|」

別表第4学部共通科目の項

授業科目の欄中

「スペイン・イタリア語|4|」の次に「哲学通論|4|」を加える。
倫理学通論|4|」

別表第5教職共通科目の項

授業科目の欄中

「教職合奏 | 1 |」を削り、
 「図工科教育論 I | 2 |」を「図工科教育論 | 2 |」に改め、
 同 II | 2 |
 「身体養護論 | 2 |」を削る。

別表第6教職に関する科目の項

中学校・高等学校

授業科目の欄中

「中等教育原論	2	「教職原論	2	
教育心理学	2	教育心理学	2	
教育行政論	2	教育行政論	2	
教育社会学	2	教育社会学	2	
生涯学習論	2	教育課程論	2	
中等教育方法	2	社会科教育法 I (地理歴史)	2	に改める。))
視聴覚教育メティア論	1	同 II (公民)	2	
社会科教育法	2	地理歴史科教育法	2	
地理歴史科教育法	2	公民科教育法	2	
公民科教育法	2	国語科教育法 I	2	
国語科教育法	2	同 II	2	
中国語科教育法	2	中国語科教育法 I	2	
英語科教育法	2	同 II	2	
仏語科教育法	2	英語科教育法 I	2	
保健体育科教育法	2	同 II	2	
音楽科教育法	2	仏語科教育法 I	2	
道徳教育の研究	2	同 II	2	
教育課程(特別活動を含む)の研究	2	保健体育科教育法 I	2	
生徒指導の研究	2	同 II	2	
教育実習	3	音楽科教育法 I	2	
		同 II	2	
		道徳教育の研究	2	
		特別活動の研究	2	
		教育方法論	2	
		視聽覚教育メティア論	2	
		生徒指導の研究	2	
		学校カウンセリング	2	
		教職総合演習	2	
		事前・事後指導	1	
		教育実習	2 ~ 4	

小学校・幼稚園

授業科目から備考の欄中

「初等教育原論 | 2 |」

教 育 心 理	2		
児 童 の 発 達	2		
教 育 行 政 論	2		
教 育 社 会 学	2		
生 涯 学 習 論	2		
初 等 教 育 方 法	2		
視 聴 覚 教 育 メ イ リ ア 論	1		
小学校教材研究(国語)	2	小学校希望者	
同 (社会)	2	"	
同 (算数)	2	"	を、
同 (理科)	2	"	
同 (生活)	2	"	
同 (音楽)	2	"	
同 (図工)	2	"	
同 (家庭)	2	"	
同 (体育)	2	"	
道徳教育の研究	2	"	
教育課程(特別活動を含む)の研究	2	"	
児童指導の研究	2	"	
保育課程論	2	幼稚園希望者	
保育内容の研究 I	2	"	
同 II	2	"	
同 III	2	"	
保育表現 I	2	"	
同 II	2	"	
保育内容・健康	2	"	
保育指導法 I	2	"	
同 II	2	"	
教 育 実 習	5		」
「教 職 概 論	2		
教 育 原 論	2		
教 育 心 理	2		
教 育 行 政 論	2		
教 育 社 会 学	2		
教 育 課 程 論	2	小学校希望者	
小学校教材研究(国語)	2	"	
同 (社会)	2	"	
同 (算数)	2	"	
同 (理科)	2	"	
同 (生活)	2	"	
同 (音楽)	2	"	
同 (図工)	2	"	
同 (家庭)	2	"	

同	(体操)	2	"	
道徳教育の研究		2	"	
特別活動の研究		2	"	
教育方法論		2	"	に改める。
保育課程論		2	幼稚園希望者	
保育内容の研究Ⅰ(言葉)		2	"	
同Ⅱ(人間関係)		2	"	
同Ⅲ(環境)		2	"	
保育表現Ⅰ(指導法)		2	"	
同Ⅱ(指導法)		2	"	
保育内容・健康		2	"	
保育指導法Ⅰ		2	"	
同Ⅱ		2	"	
教育方法論		2		
視聴覚教育メディア論		2		
生徒指導の研究		2	小学校希望者	
学校カウンセリング		2	"	
幼児理解と教育相談		2	幼稚園希望者	
教育総合演習		2		
事前・事後指導		1		
教育実習		4		」

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度入学者から適用する。

○平成12年お茶の水女子大学規則第16号

お茶の水女子大学理学部履修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成12年2月22日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学理学部履修規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学理学部履修規程（平成4年1月29日制定）の一部を次のように改正する。

第4条第3項ただし書きを削り、次のように加える。

また、単位の取り扱いについては、別表第1備考3のとおりとする。

別表第1中「自由に選択して履修する科目・単位」の項「科目区分」の欄中、「コア科目」の項の次に次の1項を加える。

教職に関する科目

同別表備考欄中、3号を次のように改める。

3 教職に関する科目（教職概論及び教育実習を除く。）の単位については、6単位までを自由に選択して履修する科目・単位として取り扱う。

同別表後段の表中

宇宙・地球科学	2	△				
地球科学概論A	2	△				
地球科学概論B	2	△				
地球科学概論C	2	△				
地球科学概論D	2	△				
地球科学概論E	2	△				
物理学基礎実験	2					

を

に改め、

宇宙・地球科学	2	△				
地球環境科学	2	△				
大気・海洋科学概論	2	△				
地史・古生物学概論	2	△				
物理学基礎実験	2					

「計算基礎論」の欄の次に次のように加える。

基礎科学	2					
------	---	--	--	--	--	--

」

別表第2（第4条関係）

数学科の項

●関連科目（選択）の欄中

「宇宙・地球科学	2	「宇宙・地球科学	2		
地球科学概論A	2	を	地球環境科学	2	に改める。
地球科学概論B	2		大気・海洋科学概論	2	

地球科学概論 C	2	地史・古生物学概論	2
地球科学概論 D	2	物理学基礎実験	2
地球科学概論 E	2		
物理学基礎実験	2		
「地学基礎実験」 理学部他学科の授業科目	2	「地学基礎実験」 基礎科学	2
	」を		に改める。
		理学部他学科の授業科目	」

別表第3（第4条関係）

物理学科の項

●専攻科目（選択）の欄中

「※宇宙・地球科学	2	「※宇宙・地球科学	2
※地球科学概論 A	2	※地球環境科学	2
※地球科学概論 B	2	※大気・海洋科学概論	2
※地球科学概論 C	2	※地史・古生物学概論	2
※地球科学概論 D	2	※化学基礎実験	2
※地球科学概論 E	2		
※化学基礎実験	2		

を
に改める。

●関連科目（選択）の欄中

「計算基礎論」 理学部他学科の授業科目	2	「計算基礎論」 基礎科学	2
	」を		に改める。
		理学部他学科の授業科目	」

別表第4（第4条関係）

化学科の項

●専攻科目（必修）の欄中

「基礎物理化学	4	(II)	
分析化学 I	2	(I)	
分析化学 II	2	(II)	を
構造有機化学	4	(II)	
基礎無機化学 I	2	(II)	」
「基礎物理化学 I	2	(II)	
基礎物理化学 II	2	(II)	
分析化学 I	2	(I)	に改める。
分析化学 II	2	(II)	
構造有機化学 I	2	(II)	
構造有機化学 II	2	(II)	
基礎無機化学 I	2	(II)	」

●専攻科目（選択）の欄中

「結晶化學」 計算化學	2	「結晶化學」 量子化學	2
	」を		に、
		計算化學	2
「応用化學」 生体分子機能・認識学	2	「応用化學」 基礎生化學	2
	」を		に改め、
		生体分子機能・認識学	2

「量子化学 | 2 |」を削る。

●関連科目(選択)の欄中

「宇宙・地球科学	2	「宇宙・地球科学	2
地球科学概論A	2	地球環境科学	2
地球科学概論B	2	を 大気・海洋科学概論	2
地球科学概論C	2	地史・古生物学概論	2
地球科学概論D	2	物理学基礎実験	2
地球科学概論E	2		
物理学基礎実験	2		
「計算基礎論	2	「計算基礎論	2
理学部他学科の授業科目	」	基礎科学	2
		理学部他学科の授業科目	」

別表第5(第4条関係)

生物学科の項

●専攻科目(選択II)の欄中

「植物生化学 | 2 | (II・III)」を

「植物生理工学 | 2 | (II・III)」に、

「生物学演習	4	(IV)
生態学	2	(II・III)
生物学史	2	(II・III)」
「生物学演習	4	(IV)
生态学 I	2	(II・III)
生态学 II	2	(II・III) に改め、
生物学史	2	(II・III)」

「生物学特別講義 XII | 2 | (II・III)」の次に

「生物学特別講義 XIII	2	(II・III)
生物学特別講義 XIV	2	(II・III)
生物学特別講義 XV	2	(II・III)
生物学特別講義 XVI	2	(II・III) を加える。
生物学特別講義 XVII	2	(II・III)
生物学特別講義 XVIII	2	(II・III)
生物学特別講義 XIX	2	(II・III)
生物学特別講義 XX	2	(II・III)」

●関連科目(選択)の欄中

「宇宙・地球科学	2	「宇宙・地球科学	2
地球科学概論A	2	地球環境科学	2
地球科学概論B	2	を 大気・海洋科学概論	2
地球科学概論C	2	地史・古生物学概論	2
地球科学概論D	2	物理学基礎実験	2
地球科学概論E	2		
物理学基礎実験	2		

「確率序論 2	を	「確率序論 2	に改める。
理学部他学科の授業科目]		基礎科学 2	

別表第6（第4条関係）

情報科学科の項

●関連科目（選択）の欄中

「宇宙・地球科学 2	「宇宙・地球科学 2
地球科学概論A 2	地球環境科学 2
地球科学概論B 2	大气・海洋科学概論 2
地球科学概論C 2	地史・古生物学概論 2
地球科学概論D 2	物理学基礎実験 2
地球科学概論E 2	物理學基礎實驗 2
物理学基礎実験 2	物理學基礎實驗 2
「地学基礎実験 2	「地学基礎実験 2
理学部他学科の授業科目]	基礎科学 2

別表第7（第4条関係）

コア科目・外国人留学生特別科目の項

授業科目から備考の欄中

「法 学 I 2 (日本国憲法)]	を
「法 学 I (日本国憲法) 2	に改め、
「法 学 II 2	」の次に「政治学入門 2 」を加える。
「情報 情 報 科 学 2	〔生物学科は講義2単位以上、実習2単位必修〕
「情報 情 報 科 学 2	に改める。

別表第8（第4条関係）

教職に関する科目の項

「中等教育原論 2	
教 育 心 理 2	
教 育 行 政 理 论 2	
教 育 社 会 学 2	を
生 涯 学 習 理 论 2	
中 等 教 育 方 法 2	
視聴覚教育メディア論 1	
数 学 科 教 育 法 2	
理 科 教 育 法 2	
道 徳 教 育 の 研 究 2	
教 育 課 程 (特 別 活 動 を 含 む) の 研 究 2	

生徒指導の研究	2
教育実習	3
「教職概論」	2
教職総合演習	2
教育原論	2
教育心理	2
教育行政論	2
教育社会学	2
教育方法論	2
視聽覚教育メディア論	2
数学科教育法Ⅰ	2
数学科教育法Ⅱ	2
理科教育法Ⅰ	2
理科教育法Ⅱ	2
道徳教育の研究	2
教育課程論	2
特別活動の研究	2
生徒指導の研究	2
学校カウンセリング	2
事前・事後指導	1
教育実習	

に改める。

高校2単位
中学校4単位」

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度入学者から適用する。

○平成12年お茶の水女子大学規則第17号

お茶の水女子大学生活科学部履修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成12年2月22日

お茶の水女子大学長 佐藤 保

お茶の水女子大学生活科学部履修規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学生活科学部履修規程（平成5年2月24日制定）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書きを削り、次のように加える。

また、単位の取り扱いについては、別表第1備考3のとおりとする。

同条第2項を第3項とし、第1項の次に次のように加える。

2 学則第14条の別表に定める人間生活学科における小学校・幼稚園コースの定員は25名とする。

別表第1「自由に選択し履修する科目・単位」の項「科目区分」の欄中、「教職共通科目」の次に次の1項を加える。

教職に関する科目

同別表備考欄中、4号を5号とし、3号を4号とし、2号の次に次の1号を加える。

3 教職に関する科目（教職概論及び教育実習を除く。）の単位については、14単位までを自由に選択して履修する科目・単位として取り扱う。

別表第2

生活環境学科の項

◎専門科目

●生活工学講座・専攻科目（必修）の欄中

「環境物理学 | 2 | (I)」を「環境物理学 | 2 | (II)」に、

「生活材料科学 | 2 | (I)」を「生活材料科学 | 2 | (II)」に改める。

●食物科学講座・専攻科目（必修）の欄中

「調理科学 | 2 | (II)」「調理科学 I | 2 | (II)

分析化学実験 | 2 | (II)」を「調理科学 II | 2 | (II)」に、
分析化学実験 | 2 | (II)」

「食品保存学 | 2 | (II)」「食品保存学 | 2 | (II)

食嗜好評価学 | 2 | (II)」を「食品微生物学 | 2 | (II)」に改める。

食品微生物学 | 2 | (II)」

●人間科学講座・専攻科目（必修）の欄中

「生理行動学 | 2 | (II)」を「生理行動学 | 2 | (I~II)」に改める。

●生活工学講座・専攻科目（選択）の欄中

「居住環境学実験 | 2 | (II)」「居住環境学実験 | 2 | (II)

生活工学特殊講義 | 4 | (I~IV)」を「生活工学特別実習 | 2 | (II)」に改める。

生活工学特殊講義 | 4 | (I~IV)」

●食物科学講座・専攻科目（選択）の欄中

「食 生 活 論 | 2 | (I, II)」の次に

「専門英語演習 I | 2 | (II) を加え、
専門英語演習 II | 2 | (II)」

「食 物 環 境 学 | 2 | (I~IV) 食 物 環 境 学 | 2 | (I~IV)
食物科学演習 2 | (IV)」を 食物科学特別実習 | 2 | (III) に改める。
食物科学演習 2 | (IV)」

◎コア科目

●基礎講義の欄中

「法 学 I | 2 | (日本国憲法)」を
「法学 I (日本国憲法) | 2 | 」に改め、

「法 学 II | 2 |」の次に「政 治 学 入 門 | 2 |」を加える。

別表第3

人間生活学科

◎専門科目

●発達臨床学講座・専攻科目(必修)の欄中

「発達臨床基礎論 | 4 | (I) 「発達臨床基礎論 I | 2 | (I)
発達臨床基礎演習 | 4 | (I)」を 発達臨床基礎論 II | 2 | (I) に改める。
発達臨床基礎演習 I | 2 | (I)
発達臨床基礎演習 II | 2 | (I)」

●発達臨床学講座・専攻科目(選択)の欄中

「カウンセリング論 | 2 | (II)」を「障 害 臨 床 学 | 2 | (II)」に、

「発 達 保 健 学 | 2 | (III·IV)」を「教 育 発 達 学 | 2 | (II)」に、

「発 達 研 究 実 習 | 4 | (III) 「発 達 研 究 実 習 | 4 | (III)
発達臨床論文演習 | 4 | (IV)」を 発達臨床学特別実習 | 2 | (III) に改める。
発達臨床論文演習 | 4 | (IV)」

●生活社会科学講座・専攻科目(第2選択)の欄中

「女 性 政 策 論 | 2 | 「女 性 政 策 論 | 2 |
生活社会科学特殊講義 | 2 |」を 生活社会科学特別実習 | 2 | (III) に改める。
生活社会科学特殊講義 | 2 |」

●学科共通科目の欄中

「教 育 発 達 学 | 2 | を「発 達 保 健 学 | 2 | に改める。
障 害 臨 床 学 | 2 | カウンセリング論 | 2 |」

◎コア科目

基礎講義の欄中

「法 学 I | 2 | (日本国憲法)」を
「法学 I (日本国憲法) | 2 | 」に改め、

「法 学 II | 2 |」の次に「政 治 学 入 門 | 2 |」を加える。

◎教職共通科目

「教 職 合 奏 | 1 |」を削り、
「図 工 科 教 育 論 I | 2 |」

図工科教育論 II | 2 | を「図工科教育論 | 2 |」に改める。
身体擁護論 2 |」

別表第4

◎教職に関する科目

「教育心理学	2	
初等教育原論	2	幼稚園・小学校希望者
中等教育原論	2	中学校・高校希望者
初等教育方法	2	幼稚園・小学校希望者
中等教育方法	2	中学校・高校希望者
家庭科教育法	2	
教育実習	2	[中・高の場合 3 単位、] [幼・小の場合 5 単位]
教育行政論	2	
教育社会学	2	
生涯学習論	2	
視聽覚教育メディア論	1	
児童の発達	2	幼稚園・小学校希望者
教育課程(特別活動を含む)の研究	2	
生徒指導の研究	2	中学校・高校希望者
児童指導の研究	2	小学校希望者
小学校教材研究	18	[小学校希望者] [9教科につきそれぞれ2単位]
保育内容の研究 I	2	幼稚園希望者
保育内容の研究 II	2	"
保育内容の研究 III	2	"
保育課程論	2	"
保育表現 I	2	"
保育表現 II	2	"
「教職概論	2	
教職総合演習	2	
教育心理学	2	
教育原論	2	
教育方法論	2	
家庭科教育法 I	2	
家庭科教育法 II	2	
事前・事後指導	1	
教育実習		高校は 2 単位 幼稚園・小学校・中学校は 4 単位
教育行政論	2	
教育社会学	2	
視聽覚教育メディア論	2	
教育課程論	2	
特別活動の研究	2	

に改める。

生徒指導の研究	2	
学校カウンセリング	2	
幼児理解と教育相談	2	幼稚園希望者
小学校教材研究	18	[小学校希望者] [9教科につきそれぞれ2単位]
保育内容の研究Ⅰ(言葉)	2	幼稚園希望者
保育内容の研究Ⅱ(人間関係)	2	"
保育内容の研究Ⅲ(環境)	2	"
保育課程論	2	"
保育表現Ⅰ(指導法)	2	"
保育表現Ⅱ(指導法)	2	"

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度入学者から適用する。

人 事

人 事 異 動

発令年月日	氏 名	官 職 等	異動前の所属・職名
◇ 採 用			
12. 2. 1 12. 2. 16	谷 口 幸 代 上 田 智 子	助 手 (大学院人間文化研究科) " (文教育学部)	
◇ 昇 任			
12. 2. 16	富士原紀絵	講 師 (畠山大学教育文化学部附属教育実践研究指導センター)	助 手 (文教育学部)

◎非 常 勤 職 員

発令年月日	氏 名	官 職 等	任 期	備 考	
◇ 採 用					
12. 1. 1 " 12. 1. 16 12. 1. 28 12. 2. 1 " " "	吉 河 悟 史 國 本 正 子 石 井 政 行 山 川 み か ほ 中 村 み ち よ 中 島 直 子 吳 屋 希 美 相 良 順 子	事務補佐員 教務補佐員 " " " " " " " " 事務補佐員 " " " " " " " " 教務補佐員 " " " " " " " "	(学 生 課) (大学院人間文化研究科) (理 学 部) (会 計 課) " " " " (生活科学部) (文教育学部) " "	12. 3. 31 " " 12. 3. 30 12. 3. 31 " " "	
◇ 退 職					
12. 1. 26 12. 1. 28 12. 1. 31 " 12. 2. 10 12. 2. 15 12. 2. 29	島 田 ゆ う 子 大 野 雅 代 岡 崎 紀 明 谷 口 幸 代 田 中 由 紀 枝 上 田 智 子 山 川 み か 子	事務補佐員 教務補佐員 " " " " 事務補佐員 教務補佐員 事務補佐員	(会 計 課) (文教育学部) (理 学 部) (大学院人間文化研究科) (施 設 課) (文教育学部) (会 計 課)		

◎非常勤講師

諸 報

○学内研修

『事務職員特別研修（第2回）』

去る10月1日より、「平成11年度事務職員特別研修（第2回）」が行われ、各研修生が選択した科目の単位認定試験をもって終了しました。

本研修は、放送大学の開設授業科目を利用した研修で、「職員として必要な知識を修得させ、その資質の向上を図ること」を目的とし、平成4年度、平成5年度、平成8年度、平成9年度、平成10年度（第1回、第2回）及び平成11年度（第1回）に引き続きまして、今年度第2回の研修は、第8回目となりました。

今回は、8名がこの研修に参加し、放送大学開設の授業科目から各研修生が自ら選択した科目を受講しました。
なお、研修生が選択した授業科目は、次のとおりです。

政治学入門	成人の健康科学	乳幼児の健康科学
生物の進化と多様性（'99）	舞台芸術論	変わる大学と社会
住まい学入門（'98）		

○研 修

名 称	実 施 日 時	対 象 者	修 了 者	主 催
平成11年度情報システム統一研修 (第2回外注管理コース)	平成12年1月17日 ～ 1月21日	情報システムの企画・調整、運用・管理業務に従事している者及び従事する予定がある者でコンピュータに関する基礎知識を有する者	会計課・給与係長 田沼 行文	総務室
平成11年度情報システム統一研修 (第2回情勢解析・活用コース)	平成12年2月 7日 ～ 2月10日	行政施策の企画立案・評価等の業務に従事している者で表計算ソフトの操作方法に関して知識を有する者	会計課・給与主任 羽根 ひろの	総務室
平成11年度公務研修協議会方式接遇研修指導者養成研修	平成12年2月22日 ～ 2月25日	研修受講後、接遇研修の指導に当たることが予定されている者	会計課・司書係長 村上 恭二	人事院

○海外渡航

所属・職名	氏 名	渡航先国	渡航目的	期間	渡航種目
理学部・教授	真島秀行	アメリカ合衆国	数理科学に関する研究連絡	12. 1. 4 12. 1. 16	外国出張
理学部・助教授	古川はづき	アメリカ合衆国	日米協力ワークショップ「遷移金属化合物におけるストライプ秩序」で成果報告	12. 1. 26～ 12. 1. 31	外国出張
人間文化研究科 ・助手	周一川	中華人民共和国	留学史に関する資料調査及びインタビュー調査	12. 1. 30～ 12. 2. 28	海外研修
人間文化研究科 ・助手	佐藤あやの	アメリカ合衆国	米国Yale大学にて、細胞生物学的実験手法及び知識を身につける	12. 2. 2～ 12. 2. 27	海外研修
文教育学部 ・助教授	三輪建二	ドイツ連邦共和国	ドイツ成人教育研究所の職員研修システム調査	12. 2. 5～ 12. 2. 9	外国出張
人間文化研究科 ・教授	大口勇次郎	大韓民国	淑明女子大学校に研究打合せ	12. 2. 13～ 12. 2. 15	海外研修
人間文化研究科 ・助手	朴善姫	連合王国・ 大韓民国	アジア、アフリカのシャーマニズムに関する資料収集、学術調査及び関連研究者との交流	12. 2. 15～ 12. 8. 1 (帰国予定)	海外研修
ジェンダー研究 センター・教授	原ひろ子	マレーシア	IDS 2000年会議への提言のためのプロジェクトチーム会議(タスクフォーミーティング)に出席	12. 2. 18～ 12. 2. 21	外国出張
理学部・助手	渡部亜矢子	ドイツ連邦共和国	「多価イオンと生体高分子との相互作用と衝突ダイナミックス」について研究打合せ	12. 2. 19～ 12. 2. 27	外国出張
文教育学部 ・教授	小風秀雅	中華人民共和国	中国第二歴史档案館及び上海市档案館所蔵の対日外交文書及び占領期日本軍政に関する史料の調査・研究	12. 2. 27～ 12. 3. 4 (帰国予定)	外国出張
生活科学部 ・助教授	松浦秀治	インドネシア共和国	ジャワ原人化石の年代学的研究	12. 2. 27～ 12. 3. 4 (帰国予定)	外国出張
生活科学部 ・教授	小池三枝	ハンガリー共和国	カーロリ・ガースパール大学における日本学研究の相互交流	12. 2. 28～ 12. 3. 4 (帰国予定)	海外研修
文教育学部 ・助教授	永原恵三	ドイツ連邦共和国	在外研究渡航のための予備調査及び打合せ	12. 2. 29～ 12. 3. 5 (帰国予定)	海外研修

○「今後のお茶の水女子大学のあり方に関する検討会」の検討状況説明会の開催

平成12年2月4日（金）午後3時から本学の共通講義棟2号館201室において、「今後のお茶の水女子大学のあり方に関する検討会」での検討状況について、中間報告を兼ねた全学説明会を実施しました。

この「今後のお茶の水女子大学のあり方に関する検討会」は、佐藤学長の諮問機関として平成11年9月に発足したものであり、今までに8回開催しております。本説明会は、今までの検討内容を本学教職員に報告するという趣旨で、開催されたものであります。



日誌

- | | |
|---|---|
| <p>1月 4 日 (火) 賀詞交歓会</p> <p>6 日 (木) 大学入試センター試験事務関係者打ち合わせ会</p> <p>7 日 (金) 冬期休業終
博士前期課程願書受付 (~13日)
今後のお茶の水女子大学のあり方に
関する検討会
大学入試センター試験監督者説明会
ホームページ運営委員会
課長会議</p> <p>11日 (火) 附属中学校願書受付
総合コース小委員会
附属高等学校 3 学期始業式
附属中学校 3 学期始業式
附属小学校 3 学期始業式
附属幼稚園 3 学期始業式</p> <p>12日 (水) ジェンダー研究センター外部評価実
行委員会
入学者選抜方法研究委員会
文教育学部入試方法検討委員会
人間文化研究科後期専攻会議</p> <p>13日 (木) 附属中学校第一次検定 (抽選)</p> <p>14日 (金) 附属高等学校願書受付 (郵送) (~19
日)</p> <p>15日 (土) 大学入試センター試験 (~16日)</p> <p>17日 (月) 学芸員課程委員会
運営協議</p> <p>18日 (火) 部局長会議
主任会議</p> <p>19日 (水) 第1回企業説明会・OG懇談会
教授会
人間文化研究科前期専攻会議</p> <p>20日 (木) 附属中学校第二次検定受付
ホームページ運営委員会</p> <p>21日 (金) ジェンダー研究センター自己点検評
価委員会
附属校長候補者選考委員会
運営協議</p> <p>24日 (月) 学部入学願書受付 (~2/2)
留学生専門委員会</p> <p>25日 (火) ジェンダー研究センター運営委員会
部局長会議</p> <p>26日 (水) 生活環境研究センター運営委員会
第2回企業説明会・OG懇談会</p> | <p>代議員会
評議会</p> <p>27日 (木) ホームページ運営委員会
今後のお茶の水女子大学のあり方に
関する検討会</p> <p>28日 (金) 事務連絡協議会
附属学校教育研究委員会</p> <p>31日 (月) ジェンダー研究センター運営委員会
ジェンダー研究センター自己点検評
価委員会</p> <p>2月 1 日 (火) 博士前期課程入学試験 (~3日)
博士後期課程入学願書受付 (~4日)</p> <p>3日 (木) 附属中学校第二次検定
ホームページ運営委員会
課長会議
附属中学校入学第二次検定</p> <p>4日 (金) 停(定) 年退官予定者事務手続き説
明会
「今後のお茶の水女子大学のあり方
に関する検討会」の検討状況説明会</p> <p>5日 (土) 附属中学校入学検定合格発表</p> <p>7日 (月) 公開講座委員会
入学試験委員会
運営協議
附属中学校帰国子女教育学級入学檢
定</p> <p>8日 (火) 部局長会議
主任会議
附属中学校帰国子女教育学級入学檢
定合格発表</p> <p>9日 (水) 総合コース小委員会
教授会
人間文化研究科前期専攻会議</p> <p>10日 (木) 学部入試第一段階選抜実施の有無発
表
附属学校委員会
代議員会
大学見学会実施連絡会および大学案
内編集連絡会</p> <p>14日 (月) 附属高等学校入学検定</p> <p>15日 (火) ジェンダー研究センター運営委員会</p> <p>16日 (水) 平成12年度營繕関係要求学内ヒアリ
ング
文教育学部大学院学部入試方法検討</p> |
|---|---|

委員会
第3回企業説明会・OG懇談会
今後のお茶の水女子大学のあり方に
関する検討会
人間文化研究科後期専攻会議
運営協議

17日（木）予算委員会
生活環境研究センター運営委員会
部局長会議
主任会議

18日（金）教授会
人間文化研究科前期専攻会議
職員マージャン大会
附属高等学校入学検定合格発表

21日（月）平成12年度営繕関係要求学内ヒアリ
ング

22日（火）代議員会
評議会
大学見学会実施及び大学案内編集連
絡会
施設計画委員会

23日（水）公開講座委員会
教育実際指導研究会（～24日）

25日（金）学部（前期日程）入学試験

26日（土）学部（前期日程）入学試験

28日（月）附属学校教育研究委員会